

令和2年2月14日

陸前高田市議会議長 福田利喜様

議会運営委員会委員長 菅野広紀

令和元年度 管外行政視察報告

議会運営委員会の管外行政視察の概要は、下記のとおりでありますので報告します。

記

1 期 間 令和2年1月27日（月）～28日（火）

2 行政視察地及び研修項目

(1) 愛知県犬山市（人口73,884人 R2.1.1現在）

市民フリースピーチ制度について

(2) 愛知県名古屋市（人口2,328,653人 R2.1.1現在）

市民3分間議会演説制度について

3 出張委員 委員長 菅野広紀 副委員長 畠山恵美子

委員 伊藤勇一 委員 鵜浦昌也

委員 藤倉泰治 委員 伊藤明彦

随 行 熊谷重昭（事務局長）

4 行政視察概要 別紙報告書のとおり

議会運営委員会行政視察報告

議会運営委員会では、今後の議会改革の一つの手法として、市民に開かれた議会となるべく、市民が議会に参加する機会の在り方を模索し、加えて、そこから抽出される課題や市民の意見等に対して、議会において解決に向けた活発な議員間討議を行う必要性などの調査研究のため、愛知県犬山市及び名古屋市を訪ねて行政視察を行った。

愛知県犬山市

犬山市議会フリースピーチへの取り組みは、議会改革の一環として生まれたものであった。

犬山市議会の議会改革の取り組みにおけるキーワードとして、市民にとって役立つ議会とするため、「市民参加」「議員間討議」「政策立案・政策提言力の向上」を掲げており、身近な議会となるきっかけであったのではないかと推察する。

当初、フリースピーチは、市民からの意見聴取として取り組んだものと思っていたが、市民の議会への参加を目的に考えられていたものであり、市民の発言に対しては、その取り扱いについて必ず議会で議論し、議論の結果を市民に対して報告している。これは、議会の「市民参加型ワーキンググループ」の形式が確立されており、改善に向けた議論の積み重ねが、議会改革においても必要と認識する。

また、議員間討議については、会期日程を工夫することにより、会期中に全員協議会を適宜開いた上で議員間討議を実施し、委員会では議案に対する討議・討論・表決という流れになっている。

いずれ、課題はあるにせよ、市民の議会への参画を図る上では必要な手法と考えられ、本市議会の課題とも言える「議会への市民参加」・「議員間討議」を考える上で参考になった。

愛知県名古屋市

本件視察の目的は、名古屋市会が平成22年2月より導入している市民3分間議会演説制度の運用を学ぶことにより、本市議会における市民参加の制度設計に資することである。

視察を通しての考察ないし、視察によって得られた成果は、以下のとおりである。

名古屋市会の市民3分間議会演説制度は、前日に訪れた犬山市議会における市民フ

リースピーチ制度を検討するに至った背景と同様に、アメリカ合衆国の市民スピーチ制度、殊にも、平成21年8月に名古屋市の河村たかし市長が、姉妹都市であるロサンゼルス市を訪問した際に議会で市民が発言できる制度があることを知り、その年の11月に市長から議長に対して、この制度の導入検討の要請があり、翌年の2月から導入されたものである。制度の開始から令和元年11月に至るまで39回実施されており、うち、平成22年2月と平成24年4月は定員を超え、抽選にもなっている。

名古屋市会における市民3分間議会演説制度と犬山市議会における市民リースピーチ制度の発想の背景には、アメリカ合衆国における民主主義の手法の一つを採用したということ。いずれも市民が議会で発言する機会を確保することにより、議会への市民参加を拡大するという目的において共通する部分があるが、運用の方法は異なっている。

名古屋市会の市民3分間議会演説制度における市民の演説は、6つの常任委員会ごとに7名となっており、実施場所は委員会室とされ、常任委員会所管の執行当局職員の出席もあるが、質疑応答は行わず、演説をした市民へのフィードバックもしない。一方、犬山市議会における市民リースピーチ制度におけるスピーチは、全議員出席の上で本会議場で行われ、質疑応答もあるが、執行当局の職員の出席はなく、スピーチした市民には議会からフィードバックをしている。

名古屋市会では「名古屋市会3分間議会演説制度実施要綱」を明確に定めており、議会として定めた制度内容について、回数を重ねる中で課題が抽出されているが、議員の意見が一致せず、課題解決には至っていないとのこと。課題として、①演説者の固定化(議会に対する陳情、請願の提出者と同一の方に固定化されている傾向にある)、②事実誤認に基づく演説があること、③演説者に対するフィードバックの仕組みがないこと、④演説の申し込みをしていながらも、無断欠席や当日の直前キャンセルがあることなど、4つの課題が挙げられていた。

名古屋市では、市長が議会報告会のための予算執行を認めない(政務活動費で行うべきとの考え方)ゆえ、名古屋市会として議会報告会は開催できていない状況にある。そういった意味においては、犬山市議会と条件は全く異なっており、機関としての議会が市民の意見を吸い上げる場が限定されている特異な状況にある。

市長としては、市民3分間議会演説を議場で行うこと、ロサンゼルス市の議会に倣い、議員全員出席すること(もっとも、ロサンゼルス市の議会の定数は15名)を望んでおられるといった状況もあるとのこと。

名古屋市会は、議員定数68名の大規模な議会であり、議員定数48名の岩手県議会よりも多くの議員を要している。そのため、ロサンゼルス市と同様の運用は、困難であると思われた。

以上、愛知県犬山市及び愛知県名古屋市の各所での視察を通じ、市民が発言できる制度を設けていることにおいて、本市議会における市民参加の手法を検討する際の示唆に富んだ事例であった。また、議会報告会を開催したくても開催できない状況にある名古屋市会に対して、本市議会においては、議会報告会を開催できている。その機会そのものを最大限に活かすべく、議会報告会の在り方を検討する必要があると改めて認識した。名古屋市会の長きにわたる市民3分間演説の課題として挙げられていることは、本市においても起こり得る課題であり、制度設計を検討していく際には十分に考慮すべき事案でもある。

まずは、来年度の議会報告会に向けて、市民参加の在り方を含め、全議員での議員間討議を行うことから着手すべきであると感じたところである。